

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 3年間の実施状況及び総括(成果・課題等)
施策の方向Ⅱ 個別の支援

3年間の自己評価(A～Eの5段階評価で入力)
A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:ほぼ目標どおり D:目標を下回った E:事業が廃止

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の成果	今後（令和8年度以降）の課題	3年間の 自己評価	所管局	所管課
施策の方向Ⅱ 個別の支援	（４）個別の必要に応じた支援	7 国籍や文化の違い等により差別や不利益を受けることがないよう、やさしい日本語を用いた情報発信を行います。また、外国語版母子健康手帳の配布、外国人の親等に向けた各種相談・支援事業を行うとともに、外国につながるのがある児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、日本語指導等の支援体制の整備を図ります。	16条	59	外国人市民施策事業	「そなえる。かわさき」やさしい日本語版	■目的・目標：防災知識の普及啓発を図るために、「やさしい日本語」による防災啓発広報紙を配布します。 ■事業概要：防災啓発冊子「備える。かわさき」について、言葉や専門的な用語をやさしい日本語に置き換えた「やさしい日本語版」を配布します。	情報プラザ及び各区役所、市民館等を通して配架及び配布を継続的に行いました。	多文化共生プラザや各区役所、市民館等を通して配架及び配布を継続的に行いました。	多文化共生プラザや各区役所、市民館等を通して配架及び配布を継続的に行いました。	「やさしい日本語」による防災啓発広報紙の配布を継続的に行うことで、防災知識の普及啓発を図りました。	「そなえる。かわさき」やさしい日本語版の配布だけを行うのではなく、発行していること自体のより一層の周知を行っていく必要があります。	C	危機管理本部	危機管理課	
		外国人市民施策事業				■目的・目標：国籍や民族、文化の違いを豊かとして生かし、すべての人が互いに認め合う多文化共生社会の実現に向けた取組を進めます。 ■事業概要：川崎市多文化共生社会推進指針に基づき、外国人市民に関わる施策等を体系的かつ総合的に推進し、国籍や文化の違い等により差別や不利益を上げることがないように努めます。また、施策の進捗状況調査を定期的に実施し、施策の検証・評価を行います。	川崎市多文化共生社会推進指針に基づく施策の実施状況調査を継続して実施するとともに、外国人市民の増加や外国人市民を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、庁内調整や市民意見集集等を実施の上、指針を改定しました。	川崎市多文化共生社会推進指針に基づく施策の実施状況調査を行うとともに、川崎市多文化共生社会推進協議会で指針に基づく施策の検証・評価を行いました。	川崎市多文化共生社会推進指針に基づく施策の実施状況調査を行うとともに、川崎市多文化共生社会推進協議会で指針に基づく施策の検証・評価を行いました。	3年間継続して川崎市多文化共生社会推進指針に基づく施策の実施状況調査を行うことができました。また、川崎市多文化共生社会推進協議会で指針に基づく施策の検証・評価を行いました。	引き続き川崎市多文化共生社会推進指針に基づく施策の実施状況調査を行い、また、川崎市多文化共生社会推進協議会で指針に基づく施策の検証・評価を行い、多文化共生社会の実現に向けた取組を進め子どもが国籍や文化の違い等により差別や不利益を受けないように努めます。	C	市民文化局	多文化共生推進課		
		多文化・多言語に配慮した情報提供（保育園）				■目的・目標：多文化・多言語に配慮した保育の情報提供・情報共有を行うことで、国籍等にかかわらず、子どもの置かれている状況に応じた相談や保育支援を受けられる環境作りを推進します。 ■事業概要：保護者向けのたにルビを振るほか、日本語を読むことが困難な保護者に対しては、個別に説明することにより、外国籍等の保護者に対して、必要な情報の提供を行います。	保育園だより等にルビを振ることや、やさしい日本語で読むことができない保護者に対しては個別に説明を行うなど、外国籍等の保護者に対する情報提供の工夫に努めました。新たに、入園時の重要事項説明書を3か国語に翻訳したものを作成しました。	保育園だより等にルビを振ったり、翻訳アプリで直接翻訳できるようにしたり、読みやすい工夫をしました。日本語を読むことができない保護者に対しては翻訳機、筆談や手話等を利用して個別の説明や情報提供の工夫に努めました。3か国語に翻訳した入園時の重要事項説明書を活用しています。また、給カードや給食メニュー表記は分かりやすい方法で対応しました。食事や文化、習慣の違いについて、安心して生活できるような配慮を行い、季節の行事は、宗教的配慮から保護者に確認を取りすめていきました。	保育園だより等にルビを振ったり、翻訳アプリで直接翻訳できるようにしたり、読みやすい工夫をしました。日本語を読むことができない保護者に対しては翻訳機、筆談や手話等を利用して個別の説明や情報提供の工夫に努めました。3か国語に翻訳した入園時の重要事項説明書を活用しています。また、給カードや給食メニュー表記は分かりやすい方法で対応しました。食事や文化、習慣の違いについて、安心して生活できるような配慮を行い、季節の行事は、宗教的配慮から保護者に確認を取りすめていきました。	今まで以上に、文化の違いや行事や食事の宗教的配慮を自然と行えるようになりまし。個別に筆談や手話での会話を行う等の丁寧な対応が定着してきています。色々な国籍の方がいる中、お便りはフリガナ付きで対応していましたが、保護者連絡アプリのお便りはフリガナがついていない方が翻訳アプリで読み取りやすいと保護者から意見がある。そのままで載せるようにすることや、おたよりの表現の仕方を見直し、やさしい日本語の活用や文字数を減らして伝わるようにする等、職員で工夫することが定着してきています。おたよりだけでなく、チラシ作成についても、同様にしており、外国籍の方でなくてももの方にもわかりやすい「やさしいにほんご」を意識しながら情報提供に努めています。	C	こども未来局	保育・子育て推進部			
		在日外国人母子保健サービス支援事業				■目的・目標：外国籍の母子が日本人母子と同様に母子保健サービスを受けられ、安心して育児ができるように支援します。 ■事業概要：各区地域まもり支援センターにおいて外国語版母子健康手帳の配布、通訳ボランティアの派遣を実施します。	各区役所において、日本語を母語としない妊婦など、日本語に不自由な方が希望した場合、外国語版母子健康手帳を交付しました。川崎区では妊産婦増出に伴い外国人支援団体が開催する日本語教室の案内を配布しました。各母子保健事業開催にあたり、必要時に通訳ボランティアの派遣を行いました。	外国人市民に対しては、希望に応じて日本版または外国語版母子健康手帳の交付を行いました。また、本年度から市ホームページに外国人市民向け産前産後に関する情報リーフレットの活用を行い、窓口においても対象者へ案内を実施しました。状況に応じて、翻訳アプリ等を活用し、必要な情報の提供に努めました。	外国人市民に対しては、希望に応じて日本版または外国語版母子健康手帳の交付を行いました。また、市ホームページにおいて外国人市民向け産前産後に関する情報リーフレットの情報を集約しました。窓口においては、状況に応じて、翻訳アプリ等を活用し、必要な情報の提供に努めました。	市民一人一人に情報が行き届くよう、各種帳票類を多言語による翻訳を行いました。また、ホームページや子育てアプリを活用し、分かりやすい情報発信を進めています。	日本語に不慣れな市民に対しては、妊産婦や子育てに関する必要な情報が届くよう、ホームページや子育てアプリを活用し、分かりやすい情報発信を進めていきます。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当		
		川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業				■目的・目標：日本語に不慣れな子どもや保護者が言葉が通じないことが原因で、適切な支援を受けることができずに孤立することを防止するため、通訳及び翻訳を実施します。 ■事業概要：子ども支援関係機関において通訳や翻訳の必要が生じた場合に、地域の人材を活用して通訳の派遣や翻訳を行います。	川崎区内の子育て支援機関からの申請に基づき川崎区内に在住、在学及び在園する日本語に不慣れな子どもたちの手続きや相談等に関する通訳・翻訳を169件実施しました。また、事業の周知を図るため、子育て支援機関へのチラシ等の配布や、関係者が集まる会議等での説明を行いました。12月9日に通訳・翻訳ボランティア交流会を実施しました。	川崎区内の子育て支援機関からの申請に基づき川崎区内に在住、在学及び在園する日本語に不慣れな子どもたちの手続きや相談等に関する通訳・翻訳を169件実施しました。また、事業の周知を図るため、子育て支援機関へのチラシ等の配布や、関係者が集まる会議等での説明を行いました。12月14日に通訳・翻訳ボランティアの交流とスキルアップ、及びボランティア人材の発掘を目的とした交流会を実施しました。	川崎区内の子育て支援機関からの申請に基づき川崎区内に在住、在学及び在園する日本語に不慣れな子どもたちの手続きや相談等に関する通訳・翻訳を169件実施しました。また、事業の周知を図るため、子育て支援機関へのチラシ等の配布や、関係者が集まる会議等での説明を行いました。1月20日に通訳・翻訳ボランティアの交流とスキルアップ、及びボランティア人材の発掘を目的とした交流会を実施しました。	関係機関を通じて通訳及び翻訳ボランティア派遣による支援を行うことにより、関係機関における手続きや相談が円滑かつ適切に実施することができ、日本語に不慣れな子ども及び保護者の孤立を防止することができました。	区内在住の外国人市民は人口の9%以上を占め、0～18歳では11%を超えています。外国人市民は今後も増加が見込まれ、本事業の重要性は一層高まっています。また、外国人市民の増加に伴い、障害や介護を必要とする事例をはじめ、成人に関する支援ニーズが拡大しています。令和8年度から、事例の複雑化・重層化を未然に防ぐ観点から、保健福祉分野の関係機関からの申請についても、対象を拡大予定です。さらに、通訳・翻訳協力者の人材発掘を進めるとともに、関係機関との情報共有や対応策の検討を強化し、支援体制の充実を図ることが求められています。	C	川崎区役所	地域ケア推進課		
		日本語に不慣れな小中学生学習支援事業				■目的・目標：日本語に不慣れな小中学生が学校生活や地域生活に適応し、健全で安心に過ごすための取組を推進します。 ■事業概要：区に在住の滞日して6年くらいまでの、外国につながる小中学生を対象として小学生週1回、中学生週2回、桜本地域で、日本語・学習サポートを含む交流の場を提供します。	外国につながる小中学生を対象として、桜本地域において、小学生教室（週1回程度、47回）、中学生教室（週2回程度、90回）を実施しました。また、11/1に、学習支援者に向けた研修会を実施しました。	日本語に不慣れな小中学生を対象とした学習支援教室を桜本地域で小学生教室は週1回、中学生教室は週2回開催しました。11月には学習支援員の資質向上や関係者の交流による連携の推進等を目的とした研修会を3回の連続講座として実施しました。	日本語に不慣れな小中学生を対象とした学習支援教室を桜本地域で小学生教室は週1回、中学生教室は週2回開催しました。11月には学習支援員の資質向上や関係者の交流による連携の推進等を目的とした研修会を3回の連続講座として実施しました。	外国につながる小中学生を対象として、桜本地域において、小学生教室（週1回程度、47回）、中学生教室（週2回程度、90回）を実施しました。また、11/1に、学習支援者に向けた研修会を実施しました。	C	川崎区役所	地域ケア推進課			
		外国籍等子ども学習支援事業				■目的・目標：地域教育資源を活用した教育活動を推進します。 ■事業概要：外国籍等海外につながるを持ち、日本語を通じた日常の学習の理解に課題を抱える児童・生徒に対して、教員免許や日本語教師等の資格を持つ地域ボランティアにより区内の小・中学校において、個別の学習支援を行う他、夏休みなどの長期休業期間を利用した学習会を市民館などの公共施設で行うなど、学習に自信をもち、充実した学校生活を送れるようサポートを行います。	麻生区内の市立小学校・中学校において、外国籍等外国にルーツを持ち、日本語を通じた学習理解に課題を抱える児童・生徒に対して、教員免許や日本語教師等の資格を持ったボランティアによる学習支援活動を実施するとともに、夏休みや春休み等の長期休業期間を利用した学習会や交流会も実施しました。	麻生区内の市立小学校・中学校において、外国籍等外国にルーツを持ち、日本語を通じた学習理解に課題を抱える児童等に各校と連携し、教育免許や日本語教師等の資格を持ったボランティアによる学習支援活動を実施するとともに、夏休みや春休み等の長期休業期間を利用した学習会や交流会も実施しました。	麻生区内の市立小学校・中学校において、外国籍等外国にルーツを持ち、日本語を通じた学習理解に課題を抱える児童等に各校と連携し、教育免許や日本語教師等の資格を持ったボランティアによる学習支援活動を実施するとともに、夏休みや春休み等の長期休業期間を利用した学習会や交流会も実施しました。	麻生区内の市立小学校・中学校において、学習支援を、それぞれの在籍している学校に出向いて実施しました。また、長期休業期間を利用した学習会、交流会を開催し、年間を通じて区内各小・中学校と連携し、日本語を通じた学習理解への支援活動を実施しました。	麻生区内の外国につながる児童・生徒の入学期は増加傾向にあり、新たな支援の担い手の確保や支援者の研鑽等、より効果的なサポートの検討や教育委員会等関係機関との一層の連携強化が必要となってきています。	C	麻生区役所	学校・地域連携担当		
		多文化・多言語に配慮した情報提供（学校）				■目的・目標：市内全校種の学校で、学校便りを始めとする家庭向けの印刷物にルビをふらることを呼びかけます。また、必要な学校等に通訳機器を配置して児童生徒及び保護者への情報提供を支援するとともに、保護者面談等の場では委託により通訳者を配置します。また、日本の学校制度や就学手続きなどを多言語で説明するハンドブックを作成し、配布します。	きめ細やかな対応の一つとして、日本語の理解に困難さを抱える児童生徒や保護者のために、学校からのお知らせ文にルビをふらったり、多言語化した文書を、校務用P Cに掲載しています。また、情報提供やコミュニケーションを支援するため、通訳機を学校等に新たに51台配置しました。また、通訳・翻訳支援事業により学校等に通訳者を配置し、学校と保護者との相談への支援を行いました。また、小学校や中学校に就学する外国籍の子どもがいる保護者に、日本の学校制度の説明や就学にかかわる手続き等の説明を掲載した「外国人保護者用就学ハンドブック」の内容を見直し、配布しました。（9か国語）	きめ細やかな対応の一つとして、日本語の理解に困難さを抱える保護者のために、学校からのお知らせ文にルビをふらったり、多言語化した文書を、校務用P Cに掲載しています。また、情報提供やコミュニケーションを支援するため、通訳機を学校等に新たに45台配置しました。また、通訳・翻訳支援事業により学校等に通訳者を配置し、学校と保護者との相談への支援を行いました。また、小学校や中学校に就学する外国籍の子どもがいる保護者に、日本の学校制度の説明や就学にかかわる手続き等の説明を掲載した「外国人保護者用就学ハンドブック」の内容を見直し、配布しました。（9か国語）	きめ細やかな対応の一つとして、日本語の理解に困難さを抱える保護者のために、学校からのお知らせ文にルビをふらったり、多言語化した文書を、校務用P Cに掲載しています。また、情報提供やコミュニケーションを支援するため、通訳機を学校等に新たに45台配置しました。また、通訳・翻訳支援事業により学校等に通訳者を配置し、学校と保護者との相談への支援を行いました。また、小学校や中学校に就学する外国籍の子どもがいる保護者に、日本の学校制度の説明や就学にかかわる手続き等の説明を掲載した「外国人保護者用就学ハンドブック」を配布しました。（9か国語）	通訳機の配置及び通訳者の派遣等により、学校における児童生徒及び保護者に対する言語による情報提供や、面談等でのコミュニケーションが改善されました。また、「外国人保護者用就学ハンドブック」を小学校や中学校に就学する外国籍の子どもがいる保護者に向けて配布し、就学や進学支援につなげてきました。	日本語が困難な児童生徒及び保護者が増加しており、通訳機を含めた言語面での支援が継続して求められています。通訳機や通訳派遣の安定的な配置をすることで、言語による不利益を受けることがない体制整備する必要があります。また、「外国人保護者用就学ハンドブック」を、民間事業者のノウハウを活用することで、効果的かつ効果的な支援を実施する必要があります。	C	教育委員会事務局	教育政策室		
		日本語指導初期支援員の配置				■目的・目標：日本語指導が必要な全ての児童生徒を対象に、特別の教育課程による日本語指導を実施します。また、初期の日本語習得及び学校生活への適応などの支援をします。 ■事業概要：日本語指導の必要な外国籍・外国人児童生徒が多数在籍する学校に国際教室を設置します。また、在籍数が少ない学校では非常勤講師による指導を実施します。また、委託により日本語指導初期支援員を派遣します。	日本語指導が必要な児童生徒に、特別の教育課程を編成・実施しました。5人以上在籍する学校には、国際教室を設置し、在籍が4人以下の学校には非常勤講師による巡回指導を実施しました。教育相談を各区・教育担当や教育政策室、学校で実施しました。学校生活への適応や日本語指導の初期段階を支援するために、業務委託により日本語指導初期支援員の配置を行いました。令和5年度は255件の新規配置を実施しました。	各区教育担当や教育政策室、学校で教育相談を実施し、日本語指導の初期段階や学習支援、学校生活の適応を支援するために、業務委託により日本語指導初期支援員の配置を行いました。令和6年度は279件の新規配置を実施しました。	各区教育担当や教育政策室、学校で教育相談を実施し、日本語指導の初期段階や学習支援、学校生活の適応を支援するために、業務委託により日本語指導初期支援員の配置を行いました。令和7年度は228件の新規配置を実施しました。	3年間を通して、教育相談を各区教育担当や教育政策室、学校で実施することにより、実施し、日本語指導の初期段階や学習支援、学校生活の適応を支援するために、業務委託により日本語指導初期支援員の配置を行いました。令和7年度は228件の新規配置を実施しました。	就学時に教育相談を実施することで学校での日本語指導の初期段階や学習支援、学校生活の適応支援につなげています。また、日本語指導の充実を図るとともに、民間事業者のノウハウを活用することで、効果的かつ効果的な支援を実施する必要があります。	C	教育委員会事務局	教育政策室		

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 3年間の実施状況及び総括(成果・課題等)
施策の方向Ⅱ 個別の支援

3年間の自己評価(A～Eの5段階評価で入力)
A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:ほぼ目標とおり D:目標を下回った E:事業が廃止

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する案文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の成果	今後（令和8年度以降）の課題	3年間の自己評価	所管局	所管課						
施策の方向Ⅱ 個別の支援	(4) 個別の必要に応じた支援	⑧ 性別による差別や不利益を受けることがないよう、男女共同参画や性的マイノリティに関する学習を支援し、各種相談事業とその広報を行います。	16条		68		性的マイノリティ人権関連事業	■目的・目標：川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」に基づき、性的マイノリティの人々の人権が尊重され、一人ひとりが尊厳を持って自分らしく生きられるよう取組を進めます。 ■事業概要：「性的指向」や「性自認」についてのお悩みをはじめとする性的マイノリティについて人権意識の普及活動や支援活動を推進します。また、健康福祉局精神保健福祉センター、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室こども家庭センター、教育委員会教育相談センター等の性同一性障害に関わる相談機関との連絡・調整を行います。	(人権意識の普及活動) 川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」に基づき、2月に「企業向けLGBTセミナー」を録画配信形式により、「企業向け人権セミナー」の一端で行いました。当事者団体からLGBTの基礎事項等について、民間企業から取り組み事例について講演を行い、64社93名から申込みがありました。また、「企業向け人権セミナー」では、「企業向けD&I(ダイバーシティ&インクルージョン)セミナー」も録画配信形式で1月に行い、55社84名から申込みがありました。	(人権意識の普及活動) 川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」に基づき、1月～2月に「企業向けLGBTセミナー」を録画配信形式により、「企業向け人権セミナー」の一端で行いました。企業におけるLGBTに関する取組のポイントなどについて講演を行い、94社から延べ299名の参加がありました。また、「企業向け人権セミナー」では、「ビジネスと人権セミナー」も録画配信形式で1月に行い、72社から延べ320名の参加がありました。	(人権意識の普及活動) 川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」に基づき、1月～2月に「企業向けLGBTセミナー」を録画配信形式により、「企業向け人権セミナー」の一端で行いました。企業におけるLGBTに関する取組のポイントなどについて講演を行い、29社から延べ111名の参加がありました。また、「企業向け人権セミナー」では、「ビジネスと人権セミナー」も録画配信形式で1月に行い、32社から延べ91名の参加がありました。	「企業向けLGBTセミナー」においてはLGBT当事者にとって働きやすい職場環境について、当事者から直接、話を聞く機会を設けるとともに、市内でも人権研修としてLGBTをテーマにした研修を開催し、広く参加者を募り、性の多様性に関する理解を深めるきっかけとなりました。	性的マイノリティに関する人権課題等について、引き続き市民に十分訴求することを目指し、イベントによる普及活動や市内連絡会議などを通じて関係機関との連絡・調整を推進していく必要があると考えます。	C	市民文化局	人権・男女共同参画室						

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 3年間の実施状況及び総括(成果・課題等)
施策の方向Ⅱ 個別の支援

3年間の自己評価(A～Eの5段階評価で入力)
A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:ほぼ目標どおり D:目標を下回った E:事業が廃止

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する案文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の成果	今後（令和8年度以降）の課題	3年間の自己評価	所管局	所管課
施策の方向Ⅱ 個別の支援	(4) 個別の必要に応じた支援	9 身体障害や知的障害、発達障害等による差別や不利益を受けることがないよう、障害等に係る個別の相談、養育上の悩みとの共有をはじめとした障害のある子どもや親等に対する相談事業や社会参加に向けた支援等を行います。	16条	76		地域での生活を支援するための障害福祉サービス（在宅支援）	■目的・目標：障害を持った子どもが豊かな地域生活を送れるよう、法に基づいたサービスを提供します。 ■事業概要：障害者総合支援法等に基づくサービス提供を通じて、障害を持った子どもも豊かな地域生活を送れるように支援します。	市内在住の障害のある中高生の放課後や夏休み等の長期休暇中において、放課後等デイサービス等で障害特性に応じた支援を継続して実施しました。	市内在住の障害のある中高生の放課後や夏休み等の長期休暇中において、放課後等デイサービス等で障害特性に応じた支援を継続して実施しました。	市内在住の障害のある中高生の放課後や夏休み等の長期休暇中において、放課後等デイサービス等で障害特性に応じた支援を継続して実施しました。	市内在住の障害のある中高生の放課後や夏休み等の長期休暇中において、放課後等デイサービス等で障害特性に応じた支援を継続して実施しました。	障害児に対する対応が複雑化する中で、今後も障害者総合支援法等に基づくサービスを継続的に提供できるよう、引き続き各費用を確保していく必要があります。	C	健康福祉局	障害福祉課	
				77		ふれあいー障害福祉の案内ー	■目的・目標：川崎市内の障害サービスに係る情報や相談機関の連絡先等の情報を市民へ提供するため、各区地域まもり支援センター等で配布する冊子『ふれあいー障害福祉の案内ー』を作成しました。また、掲載内容をホームページ上で公開するとともに、点字版等についても作成しました。	本市や関係機関における障害福祉に関する各種制度等の情報を市民へ提供するため、各区地域まもり支援センター等で配布する冊子『ふれあいー障害福祉の案内ー』を作成しました。また、掲載内容をホームページ上で公開するとともに、点字版等についても作成しました。	本市や関係機関における障害福祉に関する各種制度等の情報を市民へ提供するため、各区地域まもり支援センター等で配布する冊子『ふれあいー障害福祉の案内ー』を作成しました。また、掲載内容をホームページ上で公開するとともに、点字版等についても作成しました。	『ふれあいー障害福祉の案内ー』を作成し、地域まもり支援センターやその他の関係機関での配布・ホームページで公開すること、障害のある子どもや発達に心配のある子ども、また、その家族に係る支援や、児童福祉法に基づくサービス等に関して広く情報提供しました。	引き続き冊子の作成・配布を行い、ホームページを活用した情報提供を行い、障害のある子どもや発達に心配のある子ども、また、その家族に係る支援や、児童福祉法に基づくサービス等に関して広く情報提供しました。	C	健康福祉局	障害計画課		
				78		障害児施設の設定・運営	■目的・目標：障害特性に応じた療育等の支援を行います。 ■事業概要：南・北・西部地域療育センター、中央療育センター、ソレイユ川崎などの施設を設置・運営します。	障害児施設における障害特性に応じた療育等の支援を実施しました。障害児の処遇向上、施設運営の健全化を図るための障害児施設給付費、措置費、処遇改善費を支出しました。	障害児施設における障害特性に応じた療育等の支援を実施しました。障害児の処遇向上、施設運営の健全化を図るための障害児施設給付費、措置費、処遇改善費を支出しました。	障害児施設における障害特性に応じた療育等の支援を実施しました。障害児の処遇向上、施設運営の健全化を図るための障害児施設給付費、措置費、処遇改善費を支出しました。	障害児に対する対応が複雑化する中で、今後も障害者総合支援法等に基づくサービスを継続的に提供できるよう、引き続き各費用を確保していく必要があります。	C	健康福祉局	障害福祉課・障害者施設指導課・障害計画課		
				79		発達相談支援センターにおける支援事業	■目的・目標：発達障害児・者に対する支援を行う地域の拠点として、本人及び家族等からの相談に応じ、相談支援及び助言を行うとともに、関係機関と連携した支援を行うことで、地域における支援体制の強化を促進します。 ■事業概要：発達障害児・者やその家族に対する専門相談、発達障害児・者を支援する関係職員への研修や市民への普及啓発を行います。また、市内外の関係者で構成される発達障害者支援地域連絡調整会議を開催し、情報共有を図るとともに、今後の取組みについて報告等を行います。	発達相談支援センターにおいて、発達障害に関わる一般的な相談や医療相談、就労相談等を実施しました。また、関係機関職員向け研修として、保育所・幼稚園等職員向けの「発達相談支援コーディネーター養成研修」や学校や福祉事業所等職員向けの「発達障害対応力向上研修」等を実施し、支援者の育成・養成を行いました。市民向けには、「市民講座」や「発達障がい応援キャラバン」を開催し、普及啓発等を行いました。発達障害支援地域連絡調整会議を令和6年3月に開催し、発達障害児・者支援に関する取組や課題等の共有を行いました。	発達相談支援センターにおいて、学齢児以降の発達障害に関わる一般的な相談や医療相談、就労相談等を実施しました。また、関係機関職員向け研修として、保育所・幼稚園等職員向けの「発達相談支援コーディネーター養成研修」や学校や福祉事業所等職員向けの「発達障害対応力向上研修」等を実施し、支援者の育成・養成を行いました。市民向けには、「市民講座」や「発達障がい応援キャラバン」を開催し、普及啓発等を行いました。発達障害支援地域連絡調整会議を令和8年3月に開催し、発達障害児・者支援に関する取組や課題等の共有を行いました。	発達相談支援センターにおいて、学齢児以降の発達障害に関わる一般的な相談や医療相談、就労相談等を実施しました。また、関係機関職員向け研修として、保育所・幼稚園等職員向けの「発達相談支援コーディネーター養成研修」や学校や福祉事業所等職員向けの「発達障害対応力向上研修」等を実施し、支援者の育成・養成を行いました。市民向けには、「市民講座」や「発達障がい応援キャラバン」を開催し、普及啓発等を行いました。発達障害支援地域連絡調整会議を令和8年3月に開催し、発達障害児・者支援に関する取組や課題等の共有を行いました。	発達障害児・者の専門相談機関である発達相談支援センターにおいて、個別の相談に丁寧に応じるとともに、各種取組を通して、地域における支援者の養成・育成を図る等、発達障害児・者への支援体制の強化を行いました。 【実績】 発達相談支援コーディネーター養成研修：209名修了 発達障害対応力向上研修：延べ150名受講 市民講座：55名受講 発達障がい応援キャラバン：延べ187名受講	C	健康福祉局	障害計画課		
				80		発達相談支援教室	■目的・目標：発達上の課題を有すると思われる幼児等に助言・相談等を行うとともにグループワーク等を通して乳幼児の健やかな成長について学ぶ機会を提供します。 ■事業概要：発達上の課題を有すると思われる概ね1歳6か月以上の幼児及び生活リズム等の養育環境の改善が必要な家庭の保護者等に対して、集団での親子遊びや保護者同士の交流、学習等を通じて、幼児の健全な育児発達を促す働きかけを行えるよう、養育を支援します。	臨床心理士の発達に関する講話、言語聴覚士の言葉に関する講話、体育指導員、保育士による親子体操や遊びを通して幼児の健全な育児発達を促す事業等を展開し必要に応じて他事業とも連携させながら継続的に支援を実施しました。	臨床心理士の発達に関する講話、言語聴覚士の言葉に関する講話、体育指導員、保育士による親子体操や遊びを通して幼児の健全な育児発達を促す事業等を展開し必要に応じて他事業とも連携させながら継続的に支援を実施しました。	臨床心理士の発達に関する講話、言語聴覚士の言葉に関する講話、体育指導員、保育士による親子体操や遊びを通して幼児の健全な育児発達を促す事業等を展開し必要に応じて他事業とも連携させながら継続的に支援を実施しました。	心配や課題等に対して、心理職が相談に応じ、状況に応じて、療育センター等へ紹介を行います。発達に関する不安を軽減し、子どもにもあった対応方法や保護者が受けるよう、講義内容等を見直しを行いながら、内容の充実を行いました。また、予約数が多く待機時間があったため、受け入れ枠を変更するなどの対応も検討しました。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策母子保健担当		
				81		わくわくプラザ事業(障害児対応)	■目的・目標：障害のある子どもが活動しやすくなるよう環境整備を進めるとともに、学校との連携を図り、子ども同士の交流を促進します。 ■事業概要：職員の子どもの権利に関する認識を向上させ、障害等による差別や不利益を受けることなく利用できるよう、学校や地域と連携を図り、適切に対応します。	学校等と連携を図り、児童にとって利用しやすい過ごしやすい施設にするとともに、障害のある子どもへの支援を適切に行いました。具体的には、支援級に進学する児童の対応として、学校との情報交換を図るとともに、わくわくプラザでの生活や家庭の様子について保護者とコミュニケーションをとったり、利用方法などの相談を行い利用児童に寄り添った対応を行っています。その他、施設職員を対象にした市主催の資質向上研修（計20回）や運営法人が独自に実施する障害児の対応をテーマにした研修を実施することで職員のスキルアップを図っています。	学校等と連携を図り、児童にとって利用しやすい過ごしやすい施設にするとともに、障害のある子どもへの支援を適切に行いました。具体的には、支援級に進学する児童の対応として、学校との情報交換を図るとともに、わくわくプラザでの生活や家庭の様子について保護者とコミュニケーションをとったり、利用方法などの相談を行い利用児童に寄り添った対応を行っています。その他、施設職員を対象にした市主催の資質向上研修（計20回）や運営法人が独自に実施する障害児の対応をテーマにした研修を実施することで職員のスキルアップを図っています。	学校等と連携を図り、児童にとって利用しやすい過ごしやすい施設にするとともに、障害のある子どもへの支援を適切に行いました。具体的には、支援級に進学する児童の対応として、学校との情報交換を図るとともに、わくわくプラザでの生活や家庭の様子について保護者とコミュニケーションをとったり、利用方法などの相談を行い利用児童に寄り添った対応を行っています。その他、施設職員を対象にした市主催の資質向上研修（計20回）や運営法人が独自に実施する障害児の対応をテーマにした研修を実施することで職員のスキルアップを図っています。	学校や保護者と連携しながら、支援が必要ない児童一人ひとりの状況に応じた対応を行うことで、安心して利用できる施設づくりにつなげることができました。また、職員研修を通じて障害児対応に関する理解と支援スキルの向上を図ることができました。	C	こども未来局	青少年支援室		
				82		統合保育	■目的・目標：障害の有無を理由として差別や不利益を受けることがないよう、保育所・家庭や地域等における子どもの権利保障に必要な支援を行います。 ■事業概要：障害のある子どもも含めて全ての子どもがともに過ごす中で互いに理解しあい、支えあう保育所等での活動を支援し、統合保育を充実します。	各園の発達相談支援コーディネーター等が園での手立てや支援体制を具体的に学ぶ機会を持ち、必要な支援につなげました。また、令和5年度から医療的ケア児を公立保育園21園で受け入れを可能としました。受け入れ園では障害のある子どもも含めて共に遊び、生活を行います。	すべてのことごとによって保育園が「安心」「安全」の場であるよう保育を行いました。育児の悩みを相談したり、気軽に話ができる懇話会の場や保護者同士をつなぐ場を実施しました。医療的ケア児は公立保育園21園で受け入れを可能としています。障害のある子どもも含めて全ての子どもたち同士が寄り合う環境作りや、お互いに理解し、支え、認め合える関係づくりを行い、インクルーシブ保育を行っています。	すべてのことごとによって保育園が「安心」「安全」の場であるよう保育を行いました。育児の悩みを相談したり、気軽に話ができる懇話会の場や保護者同士をつなぐ場を実施しました。医療的ケア児は公立保育園21園で受け入れを可能としています。障害のある子どもも含めて全ての子どもたち同士が寄り合う環境作りや、お互いに理解し、支え、認め合える関係づくりを行い、インクルーシブ保育を行っています。	今後、複数担任で連携をとり、保育をすることが多まらざるに必要となることも踏まえて、保育士間で連携を取りながら、子どもたち一人一人を理解し合い、認め合えるクラス運営に向けての、技術や質の向上が必要です。また、異動がある中では、保育や保護者支援等、共通理解が持てるよう丁寧な再確認を毎年度していく必要があります。	C	こども未来局	保育・子育て推進部		
				83		子どもの発達支援事業（幸区）	■目的・目標：「新しい環境になじみにくい」「乱暴」「じっとしてられない」「こだわりが強い」など、集団への適応に心配のある児童を養育している保護者が集まり、養育上の大変さや悩みを共有するとともに、講座を通して適切な養育の方法について学び、児の健全な成長発達を促します。 ■事業概要：発達に課題・心配のある子どもを持つ保護者、子どもとの関わりに悩みを抱えている保護者が、子どもとの向き合い方や子どもの力を伸ばすかわりを学ぶ講座を開催します。	以下のテーマで子どもの発達学習会を開催しました。「子どものことばの発達と感覚統合について知ろう！」を年5回（6月23日29名、8月25日19名、10月27日18名、12月11日11名、2月2日28名が参加）開催しました。また、「イヤイヤ期の対応、子どものかわり方について知ろう！」を年4回（7月31日24名、10月17日15名、11月13日19名、2月20日17名が参加）開催しました。父母ともに参加する世帯もありました。同室保育も実施しました。	以下のテーマで子どもの発達学習会を開催しました。「子どものことばの発達と感覚統合について知ろう！」を年5回（6月28日15名、8月23日22名、10月4日18名、12月6日19名、2月28日30名が参加）開催しました。また、「イヤイヤ期の対応、子どものかわり方について知ろう！」を年4回（7月5日11名、9月2日10名、10月22日6名、1月30日13名が参加）開催しました。父母ともに参加する世帯もありました。同室保育も実施しました。	以下のテーマで子どもの発達学習会を開催しました。子どもの成長発達に関する不安や困り感のある父母など、親子が直面している課題に対して、心理士による適切な内容を実施し、今後のフォローに持たなければならない実践を、参加者のアンケートで、「とても参考に」な「参加になった」「100%」と成っており、親子の課題や父母の不安や困惑を解消する一助となることができました。	令和7年度で本事業は終了となりますが、これまでの取組で得られた成果や知見を生かし、既存の事業に学習会の要素を取り入れることで、発達支援が必要な子どもとその保護者への支援の充実に取り組む必要があります。	C	幸区役所	地域支援課		
				84		子どもの発達支援事業（中原区）	■目的・目標：発達に何らかの課題がある子どもとその保護者が地域の中で安心して生活できるよう、発達課題の理解を深めるための情報提供や保護者同士の相互支援の推進、課題解決に向けての検討等を行うことで、発達支援活動の向上を図ります。 ■事業概要：子どもの発達支援に関わる関係機関・団体が情報や課題を共有・検討し、「切れ目のない支援」の構築を図ります。また発達に課題を持つ就学前・就学後の子どもの保護者を対象とした交流会（子どもの発達支援セミナー・保護者ミーティング）の開催により、保護者の子どももへの対応スキル向上をめざすとともに、保護者相互支援を推進します。	保護者向けの子どもの発達支援セミナー9回、保護者向けの子どもの発達支援セミナーを8回開催し、延べ96名が参加、就学後の保護者向けのセミナーを8回開催し、延べ66名が参加しました。また、子どもの発達に係る相談や支援、活動を行う関係機関や団体による「発達支援ネットワーク会議」を2月に開催しました。	中原区子どもの発達支援事業として、就学前の保護者向けの子どもの発達支援セミナーを8回開催し、延べ96名が参加、就学後の保護者向けのセミナーを8回開催し、延べ66名が参加しました。また、子どもの発達に係る相談や支援、活動を行う関係機関や団体による発達支援ネットワーク会議を2月に開催しました。	発達特性のある就学前の児を育てる保護者対象の『子どもの発達支援セミナー』を9回、発達特性のある就学児を育てる保護者対象の『保護者ミーティング』を8回開催し、子どもの保健・福祉を増進しました。参加者からは話す・聞くのバランスがうまくいく、本事業が「情報やヒントをもらえる場所」「同じ立場の人達と出会える場所」との声を頂きました。また保護者ミーティングにおけるアンケートの回答者の93%が次年度にも継続参加したいの希望を頂きました。子どもの発達に係る相談や支援、活動を行う関係機関や団体による「発達支援ネットワーク会議」を2月に開催しました。	3年間通して発達特性のある子どもを育てる保護者が地域で孤立せず、繋がりをもって当事者同士で支え合うコミュニティを醸成できました。他6区ではない事業だけに、参加者からのアンケートでも継続参加したいとの希望が高い水準で聞かれました。	C	中原区役所	地域支援課		

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 3年間の実施状況及び総括(成果・課題等)
施策の方向Ⅱ 個別の支援

3年間の自己評価(A～Eの5段階評価で入力)
A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:ほぼ目標とおり D:目標を下回った E:事業が廃止

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する案文	重点的取組	Nr	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の成果	今後（令和8年度以降）の課題	3年間の自己評価	所管局	所管課
施策の方向Ⅱ 個別の支援	(4) 個別の必要に応じた支援	9 身体障害や知的障害、発達障害等による差別や不利益を受けることがないよう、障害等に係る個別の相談、養育上の悩みとの共有をはじめとした障害のある子どもや親等に対する相談事業や社会参加に向けた支援等を行います。	16条		85		精神衛生外来診療	■目的・目標：川崎市子どもの権利に関する条例第16条に定める個別の必要に応じた支援を受ける権利により、発達障害等の症状のある子どもにもカウンセリングを実施します。 ■事業概要：発達障害、自閉症、不登校などの心身症状を呈する子どもに対し、カウンセリングを行い症状の緩和をめざします。	令和5年4月から令和6年3月までの1年間で延べ173人（月平均15人）のカウンセリングを行いました。	令和6年4月から令和7年3月までの1年間で延べ162人（月平均13人）のカウンセリングを行いました。	令和7年度はカウンセリングを行っておりません。	小児科の医師の確保が難しく、カウンセリングは廃止しました。	-	D	病院局	川崎病院事務局庶務課
		通常の学級児童生徒と特別支援学級・特別支援学校児童生徒の相互交流					■目的・目標：交流及び共同学習の促進を図ります。 ■事業概要：一人ひとりの教育的ニーズに応じて、特別支援学級在籍児童生徒と通常の学級の児童生徒との交流、特別支援学校と地域の学校の児童生徒との交流等を推進します。	小中学校での通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習については特別支援学級を設置している全ての学校で実施し、特別支援学校在籍児童生徒の居住地域交流については50名が直接交流を実施しました。	小中学校での通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習については特別支援学級を設置している全ての学校で実施し、特別支援学校在籍児童生徒の居住地域交流については88名が直接交流を実施しました。	小・中学校での通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習については、特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の指導計画に基づきながら実施できました。特別支援学校在籍児童生徒の居住地域交流については、特別支援学校在籍児童生徒の居住地域交流実施計画書に基づいて実施し、地域の小・中学校の児童生徒と共に学び、交流することができました。また、交流を通じて、教員同士が繋がることもできました。	C	教育委員会事務局	支援教育課			
		心の健康相談支援事業					■目的・目標：児童生徒の心の健康問題に対処するために、医学面も含めた学校への支援体制を充実させます。 ■事業概要：心の健康に起因する問題について、精神科医等を派遣しての学校で直接相談を実施します。また、相談事例に基づいた研修会等を行い、心の健康問題への啓発活動を実施します。	学校からの要請に基づき、精神科医等を学校に派遣し、面接相談を実施しました。研修会については、今年度は集合形式で実施しました。「子どものメンタルヘルスについて～子どもたちのメンタルヘルスの特徴や、SOSのサインへの気づきのポイント、対処の方法などについて～」という議題で研修を実施し、子ども話の聴き方などを学びました。	学校からの要請に基づき、精神科医等を学校に派遣し、面接相談を実施しました。研修会については、今年度は「思春期の嵐をどう乗り切る?～周りの大人が出来ること～」という議題で研修を実施し、児童思春期精神保健サービスについて、空室症例をもとにした重症化の背景、悩んでいる子どもと対面した時に大人ができること、などの講話から、学校関係者や保護者が、子どもの心の健康問題についての理解を深める機会としました。（参加者48名）	学校からの要請に基づき、精神科医等を学校に派遣し、面接相談を実施しました。研修会については、今年度は「思春期の嵐をどう乗り切る?～周りの大人が出来ること～」という議題で研修を実施し、児童思春期精神保健サービスについて、空室症例をもとにした重症化の背景、悩んでいる子どもと対面した時に大人ができること、などの講話から、学校関係者や保護者が、子どもの心の健康問題とその対応について理解を深める機会としました。（参加者103名）	心の健康に起因する問題について、精神科医等を派遣して学校で直接相談を実施し、学校の養護教諭等が行う健康相談に対して支援を行いました。また、子どもの心の健康問題に関する研修会を行い、児童生徒の心の健康問題への啓発活動を実施しました。	C	教育委員会事務局	健康教育課		
		特別支援教育体制充実事業					■目的・目標：川崎市立の小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する特別の支援体制の整備、充実を図るために、特別支援教育体制充実事業を実施します。 ■事業概要：川崎市立の小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒に対する理解を促進し、学校としての特別支援教育体制の充実を図ります。	川崎市立の小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、校内支援体制を整備し、充実を図るために巡回指導相談員を配置しました。令和5年度は、小中学校29校、高等学校は全ての学校に対して派遣を行いました。	川崎市立の小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、校内支援体制を整備し、充実を図るために巡回指導相談員を配置しました。令和6年度は、小中学校23校、高等学校は全ての学校に対して派遣を行いました。	川崎市立の小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、校内支援体制を整備し、充実を図るために巡回指導相談員の助言をもとに、必要な支援を実施しようとする教員が増えてきていると相談員から報告を受けました。	C	教育委員会事務局	支援教育課			
		10 児童養護施設等への入所者への子どもの権利ノートの配布等、権利保障の仕組みづくりや、不登校の子どもへの家庭訪問や適応指導教室等を実施します。	16条		89		児童養護施設等に入所する子どもの権利ノート活用	■目的・目標：施設措置児童に「子どもの権利ノート」を配付し相談しやすい環境を整備することにより、児童の権利擁護を図ります。 ■事業概要：5県市（神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横浜須賀市）合同で、児童向けに「子どもの権利ノート」を作成・配付し、措置児童の権利擁護を図ります。	5県市調整のうえ、子どもの権利ノートの文面を見直した権利ノートを各児童相談所を通して市内施設へを配布し説明を行いました。	令和5年度に5県市の調整のもとで改訂した「子どもの権利ノート」について、各児童相談所を通して市内施設入所児童へ配布しました。また、付属の手紙について改訂しました。	5県市調整のうえ、内容の見直しを行った権利ノートについて、市内各児童相談所を通して市内施設へ配布しました。	新規に入所措置となった児童に加え、昨年度以前から入所している児童にも「子どもの権利ノート」を配布し、すべての入所児童を対象に子どもの権利に関する啓発を行うことができました。これにより、児童が自身の権利について知り、理解を深める機会を確保することができました。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室【児童福祉担当】	
		里親家庭用「子どもの権利ノート」					■目的・目標：里親委託児童に「子どもの権利ノート」を配付し相談しやすい環境を整備することにより、児童の権利擁護を図ります。 ■事業概要：5県市（神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横浜須賀市）合同で、里親家庭で養育される児童向けに「子どもの権利ノート」を作成・配付し、委託児童の権利擁護を図ります。	令和5年度に5県市の調整のもとで改訂した「子どもの権利ノート」について、各児童相談所を通して里親委託児童へ配布しました。また、付属の手紙について改訂しました。	令和5年度に5県市の調整のもとで改訂した「子どもの権利ノート」について、市内各児童相談所を通して「子どもの権利ノート」を配布しました。	新規に里親委託措置となった児童のみならず、昨年度以前から委託している児童も含めて、「子どもの権利ノート」を配布し、子ども自身に対して、権利に関する啓発を行いました。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室【児童福祉担当】			
		91				児童養護施設等での啓発活動、情報提供等	■目的・目標：施設入所児童がより安心・安全に生活できる環境を確保するため、施設職員の知識や技術の専門性の向上を図ります。 ■事業概要：施設において子どもを権利の主体者として尊重し、その権利を保障するため、子どもの声を拾い上げる仕組みの整備や、職員の資質向上を図る研修等の取り組みが実施されるよう、施設に対して必要な情報提供や支援等を行います。	子どもの権利が適切に保障されることを目的として、職員の関わり方や権利擁護に関する理解を深めるための説明会を年1回開催するなど、職員の意識の醸成を行ってきました。	子どもの権利が適切に保障されることを目的として、職員の関わり方や権利擁護に関する理解を深めるための説明会を年1回開催するなど、職員の意識の醸成を行ってきました。	各施設及び児童相談所から個々の状況を確認していきながら、子どもの権利が適切に保障されることを目的として、職員の関わり方や権利擁護に関する理解を深めるための説明会を年1回開催するなど、職員の意識の醸成を行ってきました。	引き続き、各施設や児童相談所と連携し、職員の関わり方や権利擁護に関する理解を深めるための説明会を開催するとともに、子どもの意見表明が行える仕組み作りを進め、施設内における子どもの権利擁護に係る意識の醸成を図る必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室【児童福祉担当】		
						子ども夢パーク事業（不登校児童生徒居場所事業）	■目的・目標：不登校となった児童生徒等が安心して過ごせる環境づくりを目指します。 ■事業概要：学校や家庭・地域の中に居場所を見い出せない子ども一人ひとりが、安心して過ごせる居場所をつくり、多様に育ち学ぶことを支援します。	フリースペースえんにおいて、居場所を見い出せない子どもに安心して過ごせる居場所を提供し、保護者とともに子どもたちの多様な学びを支援しました。子どもの参画の下、さまざまな企画や講座を開催したほか、個別学習支援等をおして不登校となった児童生徒等が安心して過ごせる環境づくりを実施しました。	フリースペースえんにおいて、居場所を見い出せない子どもに安心して過ごせる居場所を提供し、保護者とともに子どもたちの多様な学びを支援しました。子どもの参画の下、さまざまな企画や講座を開催したほか、個別学習支援等をおして不登校となった児童生徒等が安心して過ごせる環境づくりを実施しました。	フリースペースえんにおいて、居場所を見い出せない子どもに安心して過ごせる居場所を提供し、保護者とともに子どもたちの多様な学びを支援しました。子どもの参画の下、さまざまな企画や講座を開催したほか、個別学習支援等をおして不登校となった児童生徒等が安心して過ごせる環境づくりを実施しました。	C	こども未来局	青少年支援室			
		93				DV被害者の子どもへの支援	■目的・目標：川崎市子どもの権利に関する条例第20条に基づき、DV被害者の子どもに対する支援を実施します。 ■事業概要：子どもの目の前で行われるDVは児童虐待であり、DVが行われている家庭の子どもも被害者であると捉え、特別な支援が必要な場合には、児童相談所等関係機関と連携を図り適切に対応します。	DV被害者の子どもに関しても、身体的、心理的な虐待が疑われる場合などリスクが高いケースについては、児童相談所等と連携を図り適切に対応しました。 児童相談所新任職員等研修（年1回・延べ38人参加）にてDV被害者支援に関する理解と連携について研修を実施し、関係機関職員の理解及び連携の向上を図りました。	DV被害者の子どもに関しても、身体的、心理的な虐待が疑われる場合などリスクが高いケースについては、児童相談所等と連携を図り適切に対応しました。 児童相談所新任職員等研修（年1回・延べ49人参加）にてDV被害者支援に関する理解と連携について研修を実施し、関係機関職員の理解及び連携の向上を図りました。	DV被害者の子どもに関しても、身体的、心理的な虐待が疑われる場合などリスクが高いケースについては、児童相談所等と連携を図り適切に対応しました。 児童相談所新任職員等研修（年1回・延べ27人参加）にてDV被害者支援に関する理解と連携について研修を実施し、関係機関職員の理解及び連携の向上を図りました。	DVと虐待の関係性について、関係機関と会議や研修を通して周知や連携の強化を図りました。児童相談所と区役所との連携や、電話相談窓口であるDV相談支援センターからの情報提供により、特別な支援が必要な場合において、適切な対応を行うことができました。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室		
						児童相談所一時保護所における学習支援	■目的・目標：川崎市子どもの権利に関する条例第21条に基づき、児童相談所一時保護所における学習支援を実施します。 ■事業概要：一時保護所における児童の学習をする権利の確保を目的として、教員免許を持った学習専門指導員（会計年度任用職員）を配置し学習室等において児童へ学習支援を行います。	一時保護所入所児童へ学習専門指導員により、年齢や能力に応じた学習支援を実施し、入所児童の学習する権利の保障に努めました。	一時保護所入所児童へ学習専門指導員により、年齢や能力に応じた学習支援を実施し、入所児童の学習する権利の保障に努めました。	一時保護所入所児童へ学習専門指導員により、年齢や能力に応じた学習支援を実施し、入所児童の学習する権利の保障に努めました。 また、令和7年度から児童が学習するためのパソコン、タブレット端末の配置やWi-Fi環境の整備により、学習環境の充実を図りました。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室			
		95				児童相談所等で生活している子どもへの情報提供等	■目的・目標：児童相談所一時保護所や施設入所をしている子どもへ子どもの権利に関する情報提供を行います。 ■事業概要：一時保護や施設入所等を行う子どもに対して、相談体制等の情報提供を行うために、子どもの権利ノートやカード等を配布し、子どもの権利についての周知を図ります。また、子どもの参加・意見表明の機会の確保など、権利擁護の環境整備に向けた取組を進めます。	一時保護所や施設入所中の児童への相談支援のほか、施設等入所時に子どもの権利ノートを配布しました。 また、一時保護施設入所中の児童への弁護士による権利擁護に関する説明の実施や、子どもの権利カードの配布、一時保護所第三者委員活動の実施等を行いました。	一時保護所や施設入所中の児童への相談支援のほか、施設等入所時に子どもの権利ノートを配布しました。 また、10月から一時保護施設入所中の児童で希望者を対象に意見表明等支援事業を実施し、延べ51人の児童と面接を行いました。児童が希望した場合、確認した意見を所管の児童相談所へ報告し、対応を求めました。子どもの権利カードの配布、一時保護所第三者委員活動の実施等を行いました。	施設等に入所となる児童に対して、必ず『子どもの権利ノート』を配布し、また一時保護中の児童に対しては、「子どもの権利カード」を配布するなど、年齢や能力に合わせた丁寧な説明、情報提供ができました。継続して施設等に入所している児童については年に1回、児童相談所から児童へ子どもの権利ノートについて説明をする機会を作っています。 また、令和6年度から一時保護施設入所中で希望者を対象に意見表明等支援事業を実施し、児童の権利意識を醸成することができました。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室			

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 3年間の実施状況及び総括(成果・課題等)
施策の方向Ⅱ 個別の支援

3年間の自己評価(A～Eの5段階評価で入力)
A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:ほぼ目標とおり D:目標を下回った E:事業が廃止

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点的 取組	Nr.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の成果	今後(令和8年度以降)の課題	3年間の 自己評価	所管局	所管課
施策の方向Ⅱ 個別の支援	(4) 個別の必要に応じた支援	⑩ 児童養護施設等の入所者への子どもの権利ノートの配布等、権利保障の仕組みづくりや、不登校の子どもへの家庭訪問や適応指導教室等を実施します。	16条	96	子ども・若者等支援事業(こどもサポート旭町)	■目的・目標:不登校等の子ども及びその保護者の孤立を防ぎ、社会参加を支援することで、学校への復帰や進学等将来への展望につなげます。 ■事業概要:不登校、ひきこもりなどの子どもとその保護者が安心して利用することができるフリースペース「こどもサポート旭町」を運営し、学校や社会生活への参加を支援します。	不登校、ひきこもりなどの子どもとその保護者が安心して利用することができるフリースペース「こどもサポート旭町」を運営し、学校や社会生活への参加に向けた支援を実施しました。(R5登録者数:45人)	不登校等、様々な課題を抱える子どもとその保護者が安心して利用することができるフリースペース「こどもサポート旭町」を運営し、学校や社会生活への参加に向けた支援を実施しました。(R6登録者数:44人)	不登校等、様々な課題を抱える子どもとその保護者が安心して利用することができるフリースペース「こどもサポート旭町」を運営し、学校や社会生活への参加に向けた支援を実施しました。(R7登録者数:61人)	こどもサポート旭町への相談件数・日々の利用者数は増加傾向にあり、支援ニーズは高まっています。また、工作や学習時間など活動の共有を通して、利用者同士の交流も生まれ、継続して通所する利用者の増加につながりました。	不登校の背景は複雑化しており、発達特性、精神的負担、家庭的要因など複合的な支援が必要なケースが増加しており、より専門的な支援スキルや個別性の高い対応が求められます。	C	こども未来局	青少年支援室		
				97	思春期問題対策事業(こどもサポート南野川)	■目的・目標:子どもの成長に合わせたトータルサポートの実現や、課題を持つ子どもへのきめ細やかな対応による不登校・引きこもり状態の長期化の予防などを地域社会の課題として捉え、行政、地域、関係機関が連携して問題解決を目指します。 ■事業概要:「こどもサポート南野川」では、不登校・引きこもりなどの課題を持った子どもと保護者の居場所づくりや生活・進路指導など、子育て支援の拠点として、小中学校中学年程度から18歳までの子どもとその保護者を対象とした子育て支援を行います。	年間187日開所し、延べ1,200名以上の子どもと保護者が来所しました。子どもたちは安心して過ごすことができるスペースで、自ら1日の計画を立て、学習だけではなく、畑作業やものづくり、読書、カードゲーム、卓球など様々な活動を楽しみながら過ごしました。また、学校等関係機関との情報交換会11回、「進路学習会」等の保護者の会を3回実施しました。 居場所を必要としている子どもや保護者への周知のため、学校へリーフレットを配付しました。	年間188日開所し、延べ1,200名以上の子どもと保護者が来所しました。子どもたちは安心して過ごすことができるスペースで、自ら1日の計画を立て、学習だけではなく、畑作業やものづくり、読書、カードゲーム、卓球など様々な活動を楽しみながら過ごしました。また、学校等関係機関との情報交換会10回、「進路学習会」等の保護者の会を3回実施しました。 居場所を必要としている子どもや保護者への周知のため、学校や不登校相談会等を通じてリーフレットを配付しました。	コロナ禍が終息し、人が集まり活動することが通常に戻っていく中で、その流れにうまくのれずに学校へ通うことができない子どもも一定数あり、その子どもたちの居場所や体験活動の場となることができました。 全国的にも不登校の子どもは増加傾向にあり、共働きやシングルのお家庭も増えているなかで、子ども本人や保護者にとって、安心して過ごせる居場所の一つとすることができました。	自ら1日の計画をたてて活動するという運営方法をとっていますが、利用する子どもの低年齢化が進んでおり、低学年の子どもでも、長時間有益に過ごすことができる活動の充実が課題です。また、共働き世帯が増え、保護者同士が互いの悩みや不安を話せる場を利用してもらうための工夫・改善が必要であると考えています。	C	宮前区役所	学校・地域連携担当			
				98	子ども・若者等支援事業(こどもサポート小田)	■目的・目標:不登校等の子ども及びその保護者の孤立を防ぎ、社会参加を支援することで、学校への復帰や進学等将来への展望につなげます。 ■事業概要:不登校、ひきこもりなどの子どもとその保護者が安心して利用することができるフリースペース「こどもサポート小田」を運営し、学校や社会生活への参加を支援します。	不登校、ひきこもりなどの子どもとその保護者が安心して利用することができるフリースペース「こどもサポート小田」を運営し、学校や社会生活への参加に向けた支援を実施しました。(R5登録者数:37人)	不登校等、様々な課題を抱える子どもとその保護者が安心して利用することができるフリースペース「こどもサポート小田」を運営し、学校や社会生活への参加に向けた支援を実施しました。(R6登録者数:30人)	不登校等、様々な課題を抱える子どもとその保護者が安心して利用することができるフリースペース「こどもサポート小田」を運営し、学校や社会生活への参加に向けた支援を実施しました。(R7登録者数:29人)	こどもサポート小田への利用を通して、外県・対人交流が増えることで、学校復帰につながるケースがありました。また、継続して通所する利用者も増え、生活リズムの安定や自己肯定感の向上が見られました。	不登校の背景は複雑化しており、発達特性、精神的負担、家庭的要因など複合的な支援が必要なケースが増加しており、より専門的な支援スキルや個別性の高い対応が求められます。また、支援ニーズの増加に対し、スペース規模やプライバシーを確保した相談環境の整備が必要です。	C	こども未来局	青少年支援室		
				99	不登校対策連絡会議	■目的・目標:不登校対策に関わる施設や関係機関が連携することで、不登校の子どもへの支援の充実を図ります。 ■事業概要:不登校対策に関わる施設や関係機関との連絡会議を開催し、情報交換等を行い連携を深め、不登校の未然防止、早期解決に向けた取組ます。また不登校相談会の実施や、進路情報説明会を実施し、不登校の子どもにも進路などの必要な情報が得られるよう支援を行います。	年2回の不登校対策連絡会議を予定通り実施しました。コロナ禍への対応も含め、各関係機関・施設の支援の現状を共有し、各機関・施設で行えることや連携して取り組めることなどについて意見交換を行いました。 また、不登校相談会・進路情報説明会は、予定通り9月に対面で実施しました。	年2回の不登校対策連絡会議を予定通り実施しました。各関係機関・施設の支援の現状を共有し、各機関・施設で行えることや連携して取り組めることなどについて意見交換を行いました。 また、不登校相談会・進路情報説明会については、9月に対面形式で予定とおり実施し、保護者や児童生徒に対して相談及び進路に関する情報提供を行いました。	不登校対策連絡会議において、初めて学校現場の教員の参加を得たことで、現場の実情を踏まえた具体的な情報交換が可能となり、関係機関との相互理解が深まりました。これにより、役割分担や連携の在り方が明確化され、より実効性のある支援体制の構築につながりました。 また、不登校相談会・進路情報説明会については、学校や関係機関等を通じた周知を強化した結果、参加人数が過去最高に達し、保護者や児童生徒への支援機会の拡充に寄与しました。	不登校対策連絡会議の課題では、学校現場の教員を含めた関係機関の参加により、情報共有の幅は広がった一方で、各機関の役割や立場、対象年齢、支援内容が多岐にわたるため、共通性を見出した研修テーマや協議内容を精査することが難しい状況があります。また、業務との関連性が薄く、議題が自分事として捉えにくくなる可能性があり、会議内容の焦点化が課題となっています。	C	教育委員会事務局	教育相談センター			
				100	適応指導教室(ゆうゆう広場)	■目的・目標:不登校の状態にある子どもの居場所として適応指導教室(ゆうゆう広場)を設置運営し、小集団による体験活動等を通して、学校復帰や社会的な自立を支援します。 ■事業概要:適応指導教室(ゆうゆう広場)において、通級する子どもたちの状態に応じた活動を展開するために、担当者による情報交換と研修を行うなど、不登校の子どもが安心していられる居場所づくりに努めます。	市内6箇所のゆうゆう広場を運営し、小集団での体験活動・学習活動を通して自主性の育成や、自尊感情を高め、学校への復帰や社会的な自立につながるような支援を行いました。また、相談員の連絡会議や研修を実施し、情報の共有と相談技能の向上を図りました。	市内6箇所のゆうゆう広場を運営し、小集団での体験活動・学習活動を通して自主性の育成や、自尊感情を高め、学校への復帰や社会的な自立につながるような支援を行いました。また、相談員の連絡会議や研修を実施し、情報の共有と相談技能の向上を図りました。	市内6か所の「ゆうゆう広場」を運営し、児童生徒一人一人の状況に応じた小集団での体験活動や学習活動を実施し、これらの活動を通して、自主性の育成や自尊感情の向上を図り、学校への復帰や社会的自立につながるような支援を行いました。また、相談員による連絡会議や研修を定期的に実施し、支援に関する情報共有を進めるとともに、相談技能の向上を図り、支援体制の充実に努めました。	学校への周知強化により登録児童生徒数および来室者数が増加した一方で、支援対象の拡大に伴い、児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな支援が行き届きにくい状況が生じています。また、利用形態の多様化や来室者数の増加により、活動内容の調整や人員配置等、課題面での負担が増え、安定的な支援体制の確保が課題として顕在化しています。	C	教育委員会事務局	教育相談センター			
(5) 共生社会に関する理解の促進	さまざまな状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重される共生社会の実現に向けて、さまざまな機会を利用して市民等の理解の促進を図ります。	⑪ 外国籍や障害などさまざまな状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重されるよう、市民等の理解の促進を図ります。また、学校において、さまざまな文化を尊重し合い、互いを認め合う取組を進めるとともに、いじめや不登校の未然防止に向けて、「かわさき共生×共育プログラム」等により、豊かな人間関係を育み、共生社会の形成をめざした教育を推進します。	16条	101	教育相談員・メンタルフレンド	■目的・目標:不登校の子どもにも寄り添うことで安心感を与え、様々な自立活動を通して状況の改善を図ります。 ■事業概要:適応指導教室(ゆうゆう広場)では、教育相談員以外にボランティアとして、主に心理学を学ぶ大学生や大学院生をメンタルフレンドに採用し、通級する子どもたちの相談、活動補助を行います。	大学生、大学院生にメンタルフレンドとして、児童生徒にとってより身近な存在となり、一緒に活動してもらえる環境を整えました。共に活動し、安心してプログラムに参加できる雰囲気づくりを促し、快適な居場所づくりに貢献しました。	大学生、大学院生にメンタルフレンドとして配置し、児童生徒にとって身近で安心できる存在として共に活動できる環境を整えました。継続的な関わりと心理的支援を行うことで、児童生徒の不安軽減や参加意欲の向上が見られ、安心してプログラムを行ったことで、快適な居場所づくりに貢献しました。	大学生・大学院生をメンタルフレンドとして配置し、児童生徒にとって身近で安心できる存在として共に活動できる環境を整えました。継続的な関わりと心理的支援を行うことで、児童生徒の不安軽減や参加意欲の向上が見られ、安心してプログラムを行ったことで、快適な居場所づくりに貢献しました。	メンタルフレンド制度について大学への周知を強化した結果、登録学生数は3年間で約1.5倍に増加しました。増員により、相談員の補助的役割を担う体制が整い、相談支援の充実につながりました。	学生であることによる継続性の不安定さがあり、学業や実習、就職活動等の影響により、欠席や活動継続が困難になる場合があり、安定した支援体制の維持が課題となっています。また、謝礼額増加による財政的負担学生確保や意欲向上のために謝礼額を引き上げる必要があり、事業費の増加が継続的な運営上の課題となっています。	C	教育委員会事務局	教育相談センター		
				102	多文化共生についての理解を進めるための啓発、広報	■目的・目標:国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合う多文化共生社会の実現に向けて、市民等の理解の促進を図ります。 ■事業概要:「川崎市多文化共生社会推進指針」の周知及び指針に基づき施策の推進により、外国籍及び日本国籍でも外国文化背景のある子どもやその家族が地域社会を構成するかけがえのない一員であることについての理解を進めるための啓発を行います。	新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、例年参加していた「インターナショナル・フェスティバルinかわさき」「かわさき市民祭り」「多文化フェスタさいわい」に、外国人市民代表者会議として参加しました。これらのイベントにおいて、クイズや国旗鑑賞、世界のお茶試飲等を通して、多くの来場者と交流し、多文化共生についての理解の普及に努めました。「多文化フェスタさいわい」においては、参加していたお子さん達からの提案で、「外国語による交流」コーナーを設け、来場者と活発に交流しました。 また、子どもへの支援に関しては、外国につながるのがある小学生を対象とした学習支援企画を1日実施しました。	「インターナショナル・フェスティバルinかわさき」「かわさき市民祭り」「多文化フェスタさいわい」に、外国人市民代表者会議として参加しました。これらのイベントにおいて、クイズや国旗鑑賞を通して、多くの来場者と交流し、多文化共生についての理解の普及に努めました。「多文化フェスタさいわい」においては、「外国語による交流」コーナーを設け、来場者と活発に交流しました。 また、子どもへの支援に関しては、外国につながるのがある小学生を対象とした学習支援企画を1日実施しました。	3年間を通して、川崎市市内の様々なイベントに外国人市民代表者会議として参加することで、日本人市民の子どもも外国人市民の子どもも多国籍の外国人市民と直接触れ合い、交流する機会を設けることができてきました。また、外国人市民代表者会議を広報することで、外国人市民の発言する場所が行政の中にあるということを子どもにも大人にも認知してもらい、多文化を尊重することの重要性を伝えることができました。	大人、子ども関係なく多文化の理解を深めることで、様々な状況に置かれた子どもたちの境遇を想像し適切な支援を行える社会環境を形成する一助として、今後も、外国人市民代表者会議として市内のイベントに参加することで、外国人市民の発言する場所が行政の中にあるということを子どもにも大人にも認知してもらい、多文化を尊重することの重要性を伝えることができました。	C	市民文化局	多文化共生推進課			
				103	冊子「ふれあいかわさきの福祉」発行	■目的・目標:地域における支え合いの大切さや川崎市の取組等について学ぶためのツール ■事業概要:地域における支え合いの大切さや川崎市の取組等について学ぶためのツールとして、川崎市立全小中学校の6年生を対象に、福祉に関する副読本「ふれあい」を配布し、児童期からの共生意識の醸成を図ります。	地域包括ケアシステムの構築に向けては、地域における支え合いの大切さや川崎市の取組等について子どもたちに学んでもらい、共生意識の醸成を図ることが大変重要であることから、小学6年生を主な対象にした福祉副読本「ふれあい」を作成し、川崎市立の全ての小中学校に配布しました(配布数:約1,300部)。内容・構成については編集委員からの意見を踏まえ、市独自の地域包括ケアシステムの取組を紹介する記述を増やしました。 また、GIGAスクール構想に伴い、全編デジタル化を実施し、副読本ポータルサイトに掲載しました。	地域包括ケアシステムの構築に向けては、地域における支え合いの大切さや川崎市の取組等について子どもたちに学んでもらい、共生意識の醸成を図ることが大変重要であることから、小学6年生を主な対象にした福祉副読本「ふれあい」を作成し、川崎市立の全ての小中学校に配布しました(配布数:約850部)。内容・構成については編集委員からの意見を踏まえ、SDGsについて健康、福祉から考える記述や、地域子育て支援センターの記述を増やしました。 また、GIGAスクール構想に伴い、全編デジタル化を実施し、副読本ポータルサイトに掲載しました。	3年間を通して、総合的な学習や社会科の時間など様々な学習の場において、福祉の心を育むための教材として活用されました。副読本ポータルサイトでの閲覧数は3年間で3倍以上に増え、令和5年度に795件だったものが令和7年度は2,757件となっています。	今後も継続的な活用に向け、取り上げる内容や構成等について検討し、より使いやすい教材となるよう工夫が求められています。また、教員が授業で活用しやすいよう、学校現場への周知や活用促進に向けた取組についても検討していきます。	C	健康福祉局	地域包括ケア推進室			
				104	多文化共生教育「多文化共生ふれあい事業」	■目的・目標:日本人児童生徒と外国人児童生徒の双方に、互いの文化を尊重しあい、共生する大切さを意識してもらうことを目的・目標とした取組を行います。 ■事業概要:異なる文化背景のある地域の外国人市民等を講師として学校に派遣します。	希望する市立小、中学校、特別支援学校92校に対し、延べ256名の民族文化講師を派遣しました。講師の派遣に関して、4団体にコーディネートを行い、様々な国の文化体験を通じて、子どもたちが自国の文化と他国の文化のよさを認識の向上を図ることができました。	希望する市立小、中学校、特別支援学校72校に対し、延べ211名の民族文化講師を派遣しました。講師の派遣に関して、4団体にコーディネートしていただき、様々な国の文化体験を通じて、子どもたちが自国の文化と他国の文化のよさを認識の向上を図ることができました。	希望する市立小、中学校、特別支援学校71校に対し、延べ203名の民族文化講師を派遣しました。講師の派遣に関して、4団体にコーディネートしていただき、様々な国の文化体験を通じて、子どもたちが自国の文化と他国の文化のよさを認識の向上を図ることができました。	様々な民族文化講師と出合い、思いを知る、違いを正しく知る、文化のよさに触れる、新しいことを知る喜びを感じるなどなどを大切にする「多文化共生ふれあい事業」を実施することで、子どもたちが異文化に直接触れ、互いの良さを認め合い、多文化共生を尊重する意識を育むことができました。	講師派遣団体等と調整し、教科等の目標に沿った文化紹介等が実施できるよう、バリエーションを増やしながら継続していきます。	C	教育委員会事務局	教育政策室		

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の成果	今後（令和8年度以降）の課題	3年間の 自己評価	所管局	所管課
施策の方向Ⅱ 個別の支援	(5) 共生社会に関する理解の促進	⑪ 外国籍や障害などさまざまな状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重される共生社会の実現に向けて、さまざまな機会を利用して市民等の理解の促進を図ります。また、学校において、さまざまな文化を尊重し合い、互いを認め合う取組を進めるとともに、いじめや不登校の未然防止に向けて、「かわさき共生＊共育プログラム」等により、豊かな人間関係を育み、共生社会の形成をめざした教育を推進します。	16条		105	6	かわさき共生＊共育プログラム（再掲）	■目的・目標：子どもたちの豊かな人間関係をつくり、いじめ・不登校の未然防止等を図るための事業を実施します。 ■事業概要：市内公立学校において、いじめ・不登校の未然防止として、社会性を育成する「かわさき共生＊共育プログラム」を実施し、自分や他者の人権の尊重について理解し、よりよい人間関係を築くための方法やルール、SOSの出し方・受け止め方などのスキルを学び、集団づくりを促進します。	「かわさき共生＊共育プログラム」担当者に向けて、4月と8月に集合形式での研修を行いました。また、学校からの要請等による研修も開催し、「個性の違いを認められる」ことや「自分を表現し、その意見が尊重され、仲間と分かち合うことができる」等、子どもの権利につながるエクササイズを紹介しました。さらに、事業の啓発を継続するとともに「教育だより」などを活用した広報に努めました。 各学校で、昨年度から実施している「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」の1時間を含む年間7時間を標準時数としてのエクササイズを実施しました。安心して生きる権利の周知とあわせて取り組みました。	「かわさき共生＊共育プログラム」の担当者に向けて、4月と8月に集合形式での研修を行いました。また、学校からの要請等による研修も開催し、「個性の違いを認められる」ことや「自分を表現し、その意見が尊重され、仲間と分かち合うことができる」等、子どもの権利につながるエクササイズを紹介しました。さらに、事業の啓発を継続するとともに「教育だより」などを活用した広報に努めました。 教職員の採用前研修では「子どもの権利に関する条例」に関する資料を紹介しました。 各学校で「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」の1時間を含む年間7時間を標準時数としたエクササイズを実施し、安心して生きる権利の周知とあわせて取り組みました。	4月と8月に実施した「かわさき共生＊共育プログラム」の担当者を対象とする集合形式の研修や、学校からの要請等による研修において、「個性の違いを認めあうこと」や「自分を表現し、その意見が尊重されること」や、それを「仲間と分かち合うこと」ができる等、子どもの権利につながるエクササイズを紹介しました。さらに、「教育だより」などを活用した広報に努める等、事業の啓発を継続しました。 各学校で、「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」を含む年間7時間を標準時数としたエクササイズを実施し、安心して生きる権利の周知とあわせて取り組みました。	3年間を通し、推進担当者や教職員に向けた研修において、子どもの権利に繋がるエクササイズの紹介を行うことができました。 また、令和4年度に始まった「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」について、「教育だより」を活用した広報に努め、その目的や意義の周知を図り、各学校での取組の充実につなげることができました。	引き続き、市立学校において、社会性を育成する「かわさき共生＊共育プログラム」を実施し、子どもたちが自分や他者の人権の尊重について理解し、よりよい人間関係を築くための方法やルール、SOSの出し方・受け止め方等のスキルを身に付けるための学びを推進していきます。	C	教育委員会事務局	総合教育センター
					106	8	社会教育振興事業（再掲）	■目的・目標：民主主義の精神に則り、平和と基本的人権を尊重し、市民が自らの学びを創造する豊かで活力のある地域社会の実現をめざします。 ■事業概要：教育文化会館や市民館において、平和・人権・男女平等推進学習や青少年教室事業、子育て・共育学習活動、家庭教育推進事業などをとおして、共に生きる地域社会の創造をめざす学習事業を実施します。	社会教育振興事業は、教育文化会館・市民館・分館において、市民の学びを通じた出会いを促進し、より豊かで活気のある地域社会の実現をめざし、平和や人権、男女平等の学習、外国人市民や障害者等との共生に向けた学習、少子・高齢社会への対応、まちづくりの支援など、幅広い事業を行っています。教育文化会館・6市民館・6分館において、436事業を実施し、延べ69,152名が参加しました。	社会教育振興事業は、教育文化会館・市民館・分館において、市民の学びを通じた出会いを促進し、より豊かで活気のある地域社会の実現をめざし、平和や人権、男女平等の学習、外国人市民や障害者等との共生に向けた学習、少子・高齢社会への対応、まちづくりの支援など、幅広い事業を行っています。教育文化会館・6市民館・6分館において、429事業を実施し、延べ71,975名が参加しました。	社会教育振興事業は、教育文化会館・市民館・分館において、市民の学びを通じた出会いを促進し、より豊かで活気のある地域社会の実現をめざし、平和や人権、男女平等の学習、外国人市民や障害者等との共に生きる地域社会の創造に努めました。また、子どもの権利条例の存在を知ってもらう、子どもの人権について考えるような学習プログラムを設けました。	人権の尊重に関する学習等を行い、平和や人権、男女平等の学習、外国人市民や障害者等との共に生きる地域社会の創造に努めました。また、子どもの権利条例の存在を知ってもらう、子どもの人権について考えるような学習プログラムを設けました。	多様化する課題を機動的に学べるように、引き続き、平和、人権や男女平等等に関する様々なテーマを取り上げていくとともに、単発的な取組にとどまらないよう、学習の定着と継続性を図っていく必要があります。	C	教育委員会事務局	生涯学習推進課
					107		民族学校に通う子どもとの交流の促進	■目的・目標：両国の児童生徒の親善・交流を深めるとともに造形教育活動の振興を図ります。 ■事業概要：県内朝鮮学校と川崎市立学校の児童生徒の造形作品による美術交流展を実施し、広く市民に公開します。	朝鮮学校の子どもの作品、川崎区の小学校3校と中学校11校の子どもの作品を川崎市教育文化会館で展示しました。土、日曜日を含めた4日間の会期で、185名が来場しました。	朝鮮学校の子どもの作品、川崎区の小学校3校と中学校11校の子どもの作品を川崎市教育文化会館で展示しました。土、日曜日を含めた3日間の会期で、394名が来場しました。	朝鮮学校の子どもの作品、川崎区の小学校3校と中学校11校の子どもの作品、川崎市の教育文化会館で展示を通して、子どもの造形活動の振興や交流を図るとともに、来場者に対して、活動の意義に対する意識醸成につなげることができました。	展示会場の開館が予定されているため、今後、そのことを含め開催方法について検討していく必要があります。	C	教育委員会事務局	カリキュラムセンター	